

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○随意契約の相手方の決定	(税務課) 371
○救急病院である旨の告示	(医療課) 372
○公共測量の実施	(用地課) 〃
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	(山城北土木事務所) 〃
公 告	
○一般競争入札の実施	(入札課) 〃
○土地改良区の定款変更の認可	(中丹広域振興局) 375
○都市計画道路の変更のための案の縦覧	(都市計画課) 〃
○都市計画法に基づく工事完了	(乙訓土木事務所、山城南土木事務所、山城南土木事務所) 〃
府 議 会	
○府議会臨時会の開閉	376
○議長及び副議長の辞職及び選挙	〃
○常任委員会委員の選任	〃
○議会運営委員会委員及び委員長の選任	〃
○特別委員会委員の辞任及び選任	377
教 育 委 員 会	
○一般競争入札の実施	〃
公 安 委 員 会	
○銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則	382

○銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定	382
○落札者の決定	384
○一般競争入札の実施	〃
選挙管理委員会	
○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	386
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	387
監 査 委 員	
○令和6年度に執行した監査の結果に基づき講じられた措置	〃
収 用 委 員 会	
○裁決手続の開始の決定	388
正 誤	
○令和7年3月21日付け京都府公報第597号中	390
○令和7年3月21日付け京都府公報号外第6号中	〃
○令和7年3月28日付け京都府公報号外第9号中	〃
○令和7年3月31日付け京都府公報号外第10号中	〃
○令和7年3月31日付け京都府公報号外第11号中	〃

告 示

京都府告示第314号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 7 年 6 月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 委託業務の名称及び数量
京都府税務支援システム令和6年度法人税制改正対

応改修業務（令和7年度分） 一式

- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部税務課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 契約日
令和 7 年 5 月 14 日
- 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社京都支店
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町 8
- 契約金額
47,916,000円
- 契約の方法
随意契約
- 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号



京都府告示第315号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和7年6月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 日 年 月 日	認定期限
社会医療法人岡本病院（財団） 京都岡本記念病院	久世郡久御山町佐山西ノ口100	令 7. 5. 1	令 10. 4. 30



京都府告示第316号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長から通知があった。

令和7年6月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

京都市中京区の一部、東山区の一部、山科区の一部、南区の一部及び伏見区の一部、宇治市の一部、向日市の一部、八幡市の一部、京田辺市の一部、木津川市の一部、乙訓郡大山崎町の一部、久世郡久御山町の一部並びに相楽郡精華町の一部

2 測量の期間

令和7年4月22日から令和7年12月26日まで

3 測量の種類

公共測量（空中写真測量、車載写真レーザ測量及び数値地形図データ作成）



京都府告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、宇治都市計画下水道事業（令和5年京都府

告示第324号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年6月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施行者の名称

久御山町

2 都市計画事業の種類及び名称

宇治都市計画下水道事業

京都府木津川流域関連久御山町公共下水道

3 事業施行期間

昭和58年1月31日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和7年6月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 製造物品の名称及び数量

ア 京都府広報紙「きょうと府民だより」全戸版
予定数量 14,700,000部(259,700,000ページ)

イ 京都府広報紙「きょうと府民だより」文字拡大版
予定数量 8,400部(644,000ページ)

(2) 製造物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

(4) 納入場所

京都府総務部入札課経由 京都府広報課（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）ほか18箇所（予定）

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名

称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5442

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和7年6月6日（金）から令和7年7月8日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和7年京都府告示第4号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているもので当該印刷物を製造することができる設備を有する者であること。

大分類「印刷・製本」一小分類「一般印刷」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 過去2年間に1の(1)で示した製造物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のイと同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものととする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和7年6月17日（火）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和7年7月22日（火）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和7年7月23日（水）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和7年7月22日（火）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和7年7月23日（水）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに

入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1 の(1)のア及びイに示す「きょうと府民だより全戸版」「きょうと府民だより文字拡大版」の各々 1 ページ当たりの単価（税抜き）及び単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額（税抜き）とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

なお、電子調達システムにおいては、合計額は自動計算されるため、各項目ごとの単価を入力すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3 に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人の ID 又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人の ID 又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1 の(2)に掲げる製造物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者

のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

この入札においては、規則第154条第 3 項の規定に基づき最低制限価格を設定するので、最低制限価格を下回る価格で入札したものは失格とし、以降の入札（再入札がある場合）には参加することができない。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の 5 相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1 から 8 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

Public relations brochure “Kyoto Fumin Dayori”

Approximately about 14,700,000 copies (about 259,700,000 pages)

“Kyoto Fumin Dayori ENLARGED EDITION”

Approximately about 8,400 copies (about 644,000 pages)

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM on Friday June 6, 2025 to 5:15 PM on Tuesday July 8, 2025 (except for Sundays and Saturdays)

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Tuesday July 22, 2025 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Wednesday July 23, 2025

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by mail

5:00 PM on Tuesday July 22, 2025

(6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Wednesday July 23, 2025

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南ヶ端井堰土地改良区の定款の変更を令和7年5月20日認可した。

令和7年6月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊



宇治田原都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を

次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、宇治田原町役場においても当該都市計画の案を閲覧することができる。

令和7年6月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・4・1号宇治田原中央線

削除する部分

宇治田原町大字湯屋谷小字道傍、小字長通及び小字四反田並びに大字岩谷小字善生谷、小字棚田、小字釜井谷、小字乗岩、小字三百畷及び小字辻堂

変更する部分

宇治田原町大字岩谷小字塩谷及び小字丸山

(2) 3・4・2号宇治田原山手線

変更する部分

宇治田原町大字岩谷小字塩谷、小字大谷及び小字六ヶ谷並びに大字立川小字奥田、小字谷、小字民図原、小字大下、小字北垣内及び小字猪ノ谷

追加する部分

宇治田原町大字岩谷小字乗岩、小字三百畷及び小字辻堂

2 縦覧場所

京都府建設交通部都市計画課及び京都府山城北土木事務所

3 縦覧期間

令和7年6月6日から令和7年6月20日まで



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年6月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

長岡京市東神足二丁目124の2の一部

（関連区域）

市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

長岡京市東神足一丁目10の1

株式会社村田製作所

2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

宇治市神明石塚39の85、39の86、39の156、39の157

（関連区域）

- 宇治市神明石塚39の45の一部、39の123の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市南区久世高田町373の1 京都桂川つむぎの街グランスクエア1110
株式会社 R e y o u
- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
城陽市枇杷庄島ノ宮40の1
(関連区域)
城陽市枇杷庄島ノ宮40の4の一部、40の5の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
東京都品川区大崎一丁目11の2
株式会社ローソン
- 4(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
木津川市城山台三丁目5の1
(関連区域)
木津川市城山台三丁目106の一部、107の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
上尾市今泉三丁目10の11
株式会社アイダ設計

府 議 会

- 1 府議会臨時会の開閉
令和 7 年 5 月 20 日に招集された 5 月府議会臨時会
は、令和 7 年 5 月 23 日閉会した。
- 2 議長及び副議長の辞職及び選挙
令和 7 年 5 月 23 日石田議長の議長辞職及び林副議長
の副議長辞職を許可し、これに伴い同日、議長及び副
議長選挙を行い、次の者が当選した。
議 長 荒 卷 隆 三
副議長 兎 本 和 久
- 3 常任委員会委員の選任
令和 7 年 5 月 23 日常任委員会委員を次のとおり選任
した（委員長及び副委員長は、委員の互選による。）。
総務・警察常任委員会
- | | |
|------|---------|
| 委員長 | 中 島 武 文 |
| 副委員長 | 能 勢 昌 博 |
| 〃 | 近 藤 永太郎 |
| 委 員 | 石 田 宗 久 |
| 〃 | 荒 卷 隆 三 |
| 〃 | 大 澤 彰 久 |
| 〃 | 北 川 剛 司 |
| 〃 | 筆 保 祥 一 |
| 〃 | 森 吉 治 |
| 〃 | 田 中 美貴子 |
| 〃 | 林 正 樹 |
| 〃 | 梶 原 英 樹 |
- 危機管理・健康福祉常任委員会

- | | |
|------|---------|
| 委員長 | 家 元 優 |
| 副委員長 | 磯 野 勝 |
| 〃 | 上 倉 淑 敬 |
| 委 員 | 池 田 正 義 |
| 〃 | 青 木 義 照 |
| 〃 | 津 田 裕 也 |
| 〃 | 西 山 龍 夫 |
| 〃 | 楠 岡 誠 広 |
| 〃 | 島 田 敬 子 |
| 〃 | 田 中 富士子 |
| 〃 | 増 田 大 輔 |
| 〃 | 小鍛治 義 広 |

文化生活・教育常任委員会

- | | |
|------|---------|
| 委員長 | 岡 本 和 徳 |
| 副委員長 | 中 村 正 孝 |
| 〃 | 藤 山 裕紀子 |
| 委 員 | 渡 辺 邦 子 |
| 〃 | 森 口 亨 |
| 〃 | 武 田 光 樹 |
| 〃 | 畑 本 義 允 |
| 〃 | 西 條 利 洋 |
| 〃 | 浜 田 良 之 |
| 〃 | 成 宮 真理子 |
| 〃 | 大河内 章 |

政策環境建設常任委員会

- | | |
|------|---------|
| 委員長 | 古 林 良 崇 |
| 副委員長 | 田 中 英 夫 |
| 〃 | 小 原 舞 |
| 委 員 | 片 山 誠 治 |
| 〃 | 兎 本 和 久 |
| 〃 | 小 卷 久 美 |
| 〃 | 酒 井 常 雄 |
| 〃 | 畑 本 久仁枝 |
| 〃 | 田 中 志 歩 |
| 〃 | 馬 場 紘 平 |
| 〃 | 水 谷 修 |
| 〃 | 山 口 勝 |

農商工労働常任委員会

- | | |
|------|---------|
| 委員長 | 瀧 脇 正 明 |
| 副委員長 | 秋 田 公 司 |
| 〃 | 池 田 輝 彦 |
| 委 員 | 四 方 源太郎 |
| 〃 | 宮 下 友紀子 |
| 〃 | 田 島 祥 充 |
| 〃 | 北 岡 千はる |
| 〃 | 竹 内 紗 耶 |
| 〃 | 光 永 敦 彦 |
| 〃 | 迫 祐 仁 |
| 〃 | 田 中 健 志 |

4 議会運営委員会委員及び委員長の選任

令和 7 年 5 月 23 日議会運営委員会委員及び委員長を
次のとおり選任した（理事は、委員会における選任に
よる。）。

議会運営委員会

委員 長	中 村 正 孝
理 事	磯 野 勝
〃	北 川 剛 司
〃	光 永 敦 彦
〃	小 原 舞
〃	小鍛治 義 広
委 員	池 田 正 義
〃	家 元 優
〃	宮 下 友紀子
〃	青 木 義 照
〃	津 田 裕 也
〃	筆 保 祥 一
〃	竹 内 紗 耶
〃	成 宮 真理子
〃	岡 本 和 徳
〃	池 田 輝 彦

5 特別委員会委員の辞任及び選任

令和 7 年 5 月 23 日特別委員会委員の辞任を許可し、
新委員を次のとおり選任した(委員長及び副委員長は、
委員の互選による。)

安心・安全な暮らしに関する特別委員会

委 員 長	宮 下 友紀子
副委員長	小 巻 久 美
〃	田 中 健 志
委 員	田 中 英 夫
〃	石 田 宗 久
〃	中 島 武 文
〃	畑 本 久仁枝
〃	田 中 志 歩
〃	迫 祐 仁
〃	浜 田 良 之
〃	池 田 輝 彦
〃	梶 原 英 樹

子育て環境の充実に関する特別委員会

委 員 長	青 木 義 照
副委員長	家 元 優
〃	筆 保 祥 一
委 員	池 田 正 義
〃	四 方 源太郎
〃	瀧 脇 正 明
〃	酒 井 常 雄
〃	北 川 剛 司
〃	馬 場 紘 平
〃	森 吉 治
〃	岡 本 和 徳
〃	小鍛治 義 広

魅力ある地域づくりに関する特別委員会

委 員 長	田 島 祥 充
副委員長	津 田 裕 也
〃	大河内 章
委 員	秋 田 公 司

委 員	藤 山 裕紀子
〃	磯 野 勝
〃	上 倉 淑 敬
〃	西 條 利 洋
〃	島 田 敬 子
〃	水 谷 修
〃	田 中 美貴子

新技術と社会づくりに関する特別委員会

委 員 長	森 口 亨
副委員長	大 澤 彰 久
〃	増 田 大 輔
委 員	近 藤 永太郎
〃	能 勢 昌 博
〃	中 村 正 孝
〃	北 岡 千はる
〃	楠 岡 誠 広
〃	成 宮 真理子
〃	田 中 富士子
〃	山 口 勝

文化力と価値創造に関する特別委員会

委 員 長	林 正 樹
副委員長	武 田 光 樹
〃	畑 本 義 允
委 員	渡 辺 邦 子
〃	片 山 誠 治
〃	古 林 良 崇
〃	西 山 龍 夫
〃	竹 内 紗 耶
〃	光 永 敦 彦
〃	小 原 舞

教 育 委 員 会

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

令和 7 年 6 月 6 日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

ア 京都府立八幡支援学校スクールバス運行業務一式

イ 京都府立井手やまぶき支援学校スクールバス運

行業務 一式 ウ 京都府立南山城支援学校スクールバス運行業務一式 エ 京都府立舞鶴支援学校スクールバス運行業務一式 (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり (3) 業務期間 令和 7 年 8 月 1 日から令和10年 7 月31日まで (4) 業務を行う場所等 ア (1)のアの業務 京都府立八幡支援学校通学区域内等 イ (1)のイの業務 京都府立井手やまぶき支援学校通学区域内等 ウ (1)のウの業務 京都府立南山城支援学校通学区域内等 エ (1)のエの業務 京都府立舞鶴支援学校通学区域内等 2 契約条項を示す場所等 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 ア 1の(1)のアの業務 〒614-8236 八幡市内里柿谷16番地の 1 京都府立八幡支援学校事務部 電話番号 (075) 982-7321 イ 1の(1)のイの業務 〒610-0302 綴喜郡井手町大字井手小字大塚40番 1 京都府立井手やまぶき支援学校経営企画室 電話番号 (0774) 82-7010 ウ 1の(1)のウの業務 〒619-0231 相楽郡精華町大字山田小字医王寺 1 番地 京都府立南山城支援学校事務部 電話番号 (0774) 72-7255 エ 1の(1)のエの業務 〒624-0812 舞鶴市字堀 4 番地の 1 京都府立舞鶴支援学校事務部 電話番号 (0773) 78-3133 (2) 入札説明書及び仕様書の交付 ア 交付期間 令和 7 年 6 月 6 日 (金) から令和 7 年 7 月 4 日 (金) まで (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。 イ 交付方法 原則として、次に掲げる各学校のホームページからダウンロードすること。直接交付又は郵送による交付を希望する場合は、(1)の組織に問い合わせること。 (ア) 京都府立八幡支援学校 https://www.kyoto-be.ne.jp/yawata-s/cms/	(イ) 京都府立井手やまぶき支援学校 https://www.kyoto-be.ne.jp/ideyamabuki-s/cms/ (ウ) 京都府立南山城支援学校 https://www.kyoto-be.ne.jp/minamiyamashiro-s/cms/ (エ) 京都府立舞鶴支援学校 https://www.kyoto-be.ne.jp/maizuru-s/cms/ 3 入札に参加することができない者 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当する者 4 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。 (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。 ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者 イ 審査基準日 (一般競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。) の提出期間の属する年の 1 月 1 日をいう。以下同じ。) において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者 ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者 エ 運行に使用した車両が事故、故障その他の理由により運行を中断したときに、その連絡後 1 時間以内に代替車両による運行を再開するなどの適切な措置を講じて、当該運行業務を継続して行うことができない者 オ 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないもの カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号。以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) のほか、次のいずれかに該当する者 (ア) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者 (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者 (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者 (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら
---	---

これを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付場所等

ア 交付場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府教育庁管理部管理課

電話番号 (075) 414-5768

イ 交付期間

2の(2)のイに同じ。

ウ 交付方法

原則として、京都府教育庁管理部管理課ホームページ（<https://www.kyoto-be.ne.jp/kanri/cms/>）からダウンロードすること。

窓口交付を希望する場合は、交付期間中にアの場所に問い合わせること。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のイに同じ。

なお、上記期間以外においても申請書の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格審査の結果を通知することができないことがある。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

提出場所宛てに書留郵便で送付すること（アの提出期間内に必着のこと。）。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 審査基準日の直前の2営業年度に係る営業経歴

書及び営業実績調査

オ 法人にあっては審査基準日の直前の営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書

カ 取引使用印鑑届

キ 4の(1)のエに該当しないことを説明することができる書類

ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

ケ 誓約書

なお、京都府が行う「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」に登録され、競争入札参加資格者の資格を得ている者については、その競争入札参加資格審査結果通知書の写しを添付することにより、アからウまで及びオの資料の添付に代えることができることとする。

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(6) その他

提出書類の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登録

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立特別支援学校スクールバス運行業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登録される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和8年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者（6の名簿に登録されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

(5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(1)のアからキまでのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、当該資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容が粗雑なものを提供し、又は業務内容若しくは数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

(ア) 1の(1)のアの業務

令和7年7月23日（水）午前10時

(イ) 1の(1)のイの業務

令和7年7月23日（水）午前10時20分

(ウ) 1の(1)のウの業務

令和7年7月23日（水）午前10時40分

(エ) 1の(1)のエの業務

令和7年7月22日（火）午前11時

イ 場所

(ア) 1の(1)のアからウまでの業務

八幡市内里柿谷16番地の1

京都府立八幡支援学校教育相談室1

(イ) 1の(1)のエの業務

舞鶴市字堀4番地の1

京都府立舞鶴支援学校会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

a 1の(1)のアからウまでの業務

令和7年7月22日（火）

b 1の(1)のエの業務

令和7年7月18日（金）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

- (2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送等による入札は認めない。

- (3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

- (4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 3に掲げる者又は4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人のした入札

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ク その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

15 その他

(1) この入札の実施については、1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

16 Summary

(1) Main contents of contract:

a. School Bus Service for Kyoto Prefectural Yawata School for Special Needs Education

b. School Bus Service for Kyoto Prefectural Ide Yamabuki School for Special Needs Education

c. School Bus Service for Kyoto Prefectural Minamiyamashiro School for Special Needs Education

d. School Bus Service for Kyoto Prefectural Maizuru School for Special Needs Education

(2) Contract period:

From August 1, 2025 to July 31, 2028

(3) Deadline for bid submission by post:

For the above (1) a, b, and c.

a. Tuesday, July 22, 2025

b. Tuesday, July 22, 2025

c. Tuesday, July 22, 2025

For the above (1) d.

d. Friday, July 18, 2025

(4) The time, date and place for bid submission and bid opening:

a. 10:00 a.m. on Wednesday, July 23, 2025

At an Educational Counseling Room 1 of the Kyoto Prefectural Yawata School for Special Needs Education

16-1, Kakidani, Uchizato, Yawata-shi, Kyoto, 614-8236 Japan

b. 10:20 a.m. on Wednesday, July 23, 2025

At an Educational Counseling Room 1 of the Kyoto Prefectural Yawata School for Special Needs Education

16-1, Kakidani, Uchizato, Yawata-shi, Kyoto, 614-8236 Japan

c. 10:40 a.m. on Wednesday, July 23, 2025

At an Educational Counseling Room 1 of the Kyoto Prefectural Yawata School for Special Needs Education

16-1, Kakidani, Uchizato, Yawata-shi, Kyoto, 614-8236 Japan

d. 11:00 a.m. on Tuesday, July 22, 2025

At a meeting room of the Kyoto Prefectural Maizuru School for Special Needs Education

4-1, Aza-hori, Maizuru-shi, Kyoto, 624-0812 Japan

(5) For further information:

a. School Office, Kyoto Prefectural Yawata School for Special Needs Education

16-1, Kakidani, Uchizato, Yawata-shi, Kyoto, 614-8236 Japan

Tel (075) 982-7321

b. School Office, Kyoto Prefectural Ide Yamabuki School for Special Needs Education

40-1, Koaza-Otsuka, Oaza-Ide, Ide-cho, Tsuzuki-gun, Kyoto, 610-0302 Japan

Tel (0774) 82-7010

c. School Office, Kyoto Prefectural Minamiyamashiro School for Special Needs Education

1, Koaza-iouji, Oaza-yamada, Seika-cho, Souraku-

gun, Kyoto, 619-0231 Japan
Tel (0774) 72-7255
d. School Office, Kyoto Prefectural Maizuru School
for Special Needs Education
4-1, Aza-hori, Maizuru-shi, Kyoto, 624-0812
Japan
Tel (0773) 78-3133

公 安 委 員 会

銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 3 第 2 項及び第12条の 3 の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 6 日

京都府公安委員会
委員長 在 田 正 秀

京都府公安委員会規則第 7 号

銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 3 第 2 項及び第12条の 3 の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 3 第 2 項及び第12条の 3 の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年京都府公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中「第 8 条第 3 号」を「第11条第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府公安委員会告示第93号

銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 3 第 2 項及び第12条の 3 の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年京都府公安委員会規則第 8 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 2 項及び第12条の 3 の診断を行う医師を次のとおり指定した。

令和 7 年 6 月 6 日

京都府公安委員会
委員長 在 田 正 秀

1 法第 4 条の 3 第 2 項の診断を行う医師

診断の対象者	医師		
	氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地
介護保険法（平成 9 年法律第123号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者	菅原 圭悟	医療法人菅原クリニック	京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579番地 1 山崎ビル 8 階
	挾間 雅章	社会福祉法人京都社会事業財団京都桂病院	京都市西京区山田平尾町17番地
	南部 知幸	医療法人福知会もみじヶ丘病院	福知山市字堀小字大岩谷3374番地
	飯田 仁	いいだクリニック	舞鶴市字堀上185番 3
	黒田 友基	医療法人社団黒重会黒田神経内科医院	舞鶴市字浜537番地

	山野 純弘	独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター	舞鶴市字行永2410番地
	松岡 照之	〃	〃
	山下 俊幸	京都府立洛南病院	宇治市五ヶ庄広岡谷 2 番地
	國政 靖史	一般財団法人療道協会西山病院	長岡京市今里 5 丁目 1 番地 1 号
	西村 幸秀	〃	〃

2 法第12条の 3 の診断を行う医師

診断の対象者	医師		
	氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地
法第 5 条第 1 項第 3 号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第11条第 3 号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第 5 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる者	菅原 圭悟	医療法人菅原クリニック	京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579番地 1 山崎ビル 8 階
	挟間 雅章	社会福祉法人京都社会事業財団京都桂病院	京都市西京区山田平尾町17番地
	南部 知幸	医療法人福知会もみじヶ丘病院	福知山市字堀小字大岩谷3374番地
	飯田 仁	いいだクリニック	舞鶴市字堀上185番 3
	黒田 友基	医療法人社団黒重会黒田神経内科医院	舞鶴市字浜537番地
	山野 純弘	独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター	舞鶴市字行永2410番地
	山下 俊幸	京都府立洛南病院	宇治市五ヶ庄広岡谷 2 番地
	國政 靖史	一般財団法人療道協会西山病院	長岡京市今里 5 丁目 1 番地 1 号
	西村 幸秀	〃	〃
令第11条第 3 号に定める病気にかかっている者	小林 勝哉	京都大学医学部附属病院	京都市左京区聖護院川原町54番地
	宇佐美 清英	〃	〃
	菊池 隆幸	〃	〃
	川崎 淳	医療法人川崎医院	京都市中京区六角通堺町西入堀之上町119番地 岡松ビル 4 階
介護保険法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者	菅原 圭悟	医療法人菅原クリニック	京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579番地 1 山崎ビル 8 階
	挟間 雅章	社会福祉法人京都社会事業財団京都桂病院	京都市西京区山田平尾町17番地
	南部 知幸	医療法人福知会もみじヶ丘病院	福知山市字堀小字大岩谷3374番地

	飯田 仁	いいだクリニック	舞鶴市字堀上185番 3
	黒田 友基	医療法人社団黒重会黒田神経内 科医院	舞鶴市字浜537番地
	山野 純弘	独立行政法人国立病院機構舞鶴 医療センター	舞鶴市字行永2410番地
	松岡 照之	〃	〃
	山下 俊幸	京都府立洛南病院	宇治市五ヶ庄広岡谷 2 番地
	國政 靖史	一般財団法人療道協会西山病院	長岡京市今里 5 丁目 1 番地 1 号
	西村 幸秀	〃	〃



京都府警察本部告示第66号

落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 6 月 6 日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

- 落札に係る物品の名称及び予定数量
レギュラーガソリン 88,000リットル
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
- 落札者を決定した日
令和 7 年 4 月 1 日
- 落札者の名称及び所在地
伊丹産業株式会社
伊丹市中央 5 丁目 5 番10号
- 落札金額
14,771,680円
- 契約の方法
一般競争入札
- 入札公告日
令和 7 年 2 月14日



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

令和 7 年 6 月 6 日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

- 入札に付する事項
 - 業務の名称及び数量
交通安全施設に係るデジタル回線接続業務 一式
 - 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - 契約期間
 - 回線等の設置
契約日から令和 8 年 2 月28日（土）まで
 - 回線利用期間
令和 8 年 3 月 1 日（日）から令和13年 2 月28日（金）まで
 - 履行場所
京都府警察本部長が指定する場所
- 契約条項を示す場所等
 - 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
京都府警察本部総務部会計課施設管理室管財係
電話075-451-9111 内線2274
 - 入札説明書及び仕様書の交付
 - 交付期間
令和 7 年 6 月 6 日（金）から令和 7 年 7 月 4 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。
 - 交付場所
(1)に同じ。
 - 交付方法
 - 直接交付を受ける場合
交付期間中の午前 9 時から午後 5 時までの間

に交付する。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

宛名が記載されているレターパックライトの封筒を同封の上、申し込むこと。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和7年京都府告示第4号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「電気・通信機器類」一小分類「電気通信機器」

イ 大分類「電気・通信機器類」一小分類「パソコン・ネットワーク機器」

(3) 1の(1)の業務を確実に履行することができると認められる者であること。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電気通信事業者であること。

(6) 契約の履行後、保守、点検その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

令和7年6月6日（金）から令和7年6月23日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課入札・物品調達調整係

電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和7年7月18日（金）午前10時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和7年7月17日（木）

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、初期費用及び回線利用料（税抜月額に回線利用期間（令和8年3月1日（日）

から令和13年2月28日（金）までの60箇月）に回線数(216回線)を乗じた金額)の総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の可否

要する。

6 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第147条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除す

ることがある。

9 Summary

(1) Main content of contract

A set of digital circuit connection services for traffic safety facilities

(2) Due date for tender from submission by mail

Thursday, July 17th, 2025

(3) The time, date and place for the opening of tender

10:00 a.m., Friday, July 18th, 2025

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(4) Division in charge

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2274

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第25号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和7年6月6日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

41, 135人

京都府選挙管理委員会告示第26号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年6月6日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

357,092人



京都府選挙管理委員会告示第27号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年6月6日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

北	区	29,706人
上 京	区	20,735人
左 京	区	40,489人
中 京	区	29,460人
東 山	区	9,212人
山 科	区	35,754人
下 京	区	21,449人
南	区	27,201人
右 京	区	53,022人
西 京	区	39,786人
伏 見	区	73,340人
福 知 山 市		20,530人
舞 鶴 市		21,132人
綾 部 市		8,765人
宇治市及び久世郡		54,360人
宮津市及び与謝郡		10,782人
亀 岡 市		24,066人
城 陽 市		20,830人
向 日 市		15,575人
長岡京市及び乙訓郡		27,155人
八 幡 市		18,985人
京田辺市及び綴喜郡		23,656人
京 丹 後 市		14,275人
南丹市及び船井郡		11,978人
木津川市及び相楽郡		33,343人

監 査 委 員

7 年監査公表第 4 号

令和6年度に執行した監査の結果（令和6年10月31日から令和6年11月29日までの監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年6月6日

京都府監査委員	能 勢 昌 博
同	藤 山 裕紀子
同	森 敏 行
同	橋 本 幸 三

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

(1) 総務部

府有資産活用課

(指摘)

同一の整備計画に基づく工事が複数の随意契約により短期間に発注されているもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項の内容について周知・徹底した。

今後は、計画的な執行に留意するとともに、随意契約の根拠・理由を書面でも確認することができるよう、事業者等関係者との適時な協議記録の作成や事業者からの完成写真等資料の提出と、それらの書面の適切な保管を徹底することとした。

(2) 文化生活部

スポーツ振興課

(指摘)

行政財産使用料の算定を誤り過大徴収していたもの

(措置の内容)

監査終了後、行政財産使用料の算定事務に携わる課内全職員に指摘事項の説明を実施、適正な算定方法に係る周知徹底を図り、今後は、複数チェック体制の徹底を図ることとした。

その他、同様の事例5件についても一括して還付手続を進め、令和7年1月中旬に先方宛て通知、令和7年3月に還付処理を完了した。

(3) 教育委員会

府立南丹高等学校

(指摘)

タクシーチケットに係る使用料の支払漏れ及び管理等が適正でないもの
(措置の内容)
監査翌日、請求書をWEB上からダウンロードすることができなかったため、相手方へ連絡し書面での郵送を求め、令和6年9月に相手方へ支払を行った。

併せて、過去の使用状況を改めて確認し、本件以外に支払漏れが無いことを確認した。管理簿については、タクシーチケットを使用した際は使用者氏名、使用日、用務先、金額等を直ちに記載させるとともに、使用後の支払管理を欠かさず行うことで、形骸化すること無く、適正な会計事務を行うこととした。

 収 用 委 員 会

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和7年6月6日

京都府収用委員会

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道27号改築工事（西舞鶴道路）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表のとおり
- 4 土地所有者の氏名及び住所
別表のとおり
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
別表のとおり
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和7年5月28日

別表

裁決手続開始を決定した土地					土 地 所 有 者			土地に関して権利を有する関係人		
所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)		収用、又は使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の種類
			土地登記	実 測						
舞鶴市字境 谷小字大谷	10074 番	山林	403	2,458.09 付記	(収用) 1863.34 別添実測平面図の(A)の部分 (No.1 から No.31 までの各点を順次結んだ直線の内側部分) (使用) 29.00 別添実測平面図の(B1 及び B2)の部分 B1 (No.2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39 の各点を結んだ直線の内側部分) B2 (No.18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46 の各点を結んだ直線の内側部分)	不明 (土地登記簿上の名義人 被相続人 亡 上記被相続人の法定相続人の一部又は全員)	—	なし	—	—
						法定相続人				

付記 隣接地小字垣ノ内10068番 1 及び10069番並びに小字村谷310番 1 との境界の一部又は全部が未確定であるため、実測地積は未確定
備考 別添実測平面図は、省略する。

正 誤

令和 7 年 3 月 21 日付け京都府公報第 597 号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
185	上から 4	「運転免許証」を「免許証等	「、運転免許証」を「、免許証等

令和 7 年 3 月 21 日付け京都府公報号外第 6 号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
10	下から 18	「及び」を「については 150 円を、」	「(2)及び」を「(2)については 150 円を、」

令和 7 年 3 月 28 日付け京都府公報号外第 9 号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
2	右	上から 20	第 20 条第 1 項	第 20 条

令和 7 年 3 月 31 日付け京都府公報号外第 10 号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
2	下から 2	登録の理由	変更の理由

令和 7 年 3 月 31 日付け京都府公報号外第 11 号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
2	右	上から 14	京都府府立体育館条例の一部を改正する条例	京都府立体育館条例の一部を改正する条例
36		上から 2	60 条証明書交付手数料	第 60 条証明書交付手数料
70		上から 1	越え	超え
71		上から 8	326. 680	326, 680
84		上から 13	208 の 23 の 項の次に次のように加える。	208 の 24 の 項を次のように改める。